

諸外国の森林・林業の概要

平成18年3月24日

林野庁

1992年の地球サミットにおける森林原則声明の採択などを受け、持続可能な森林経営が国際的な課題となっており、各国においては、その具体化のため、法制度など必要な措置を講じているところ。

	ドイツ	フィンランド	スウェーデン	米 国
森林面積 〔国土面積に 占める割合〕	1,108万ha(2002) (31%)	2,030万ha (2002) (67%)	2,275万ha(2002) (55%)	30,309万ha(2002) (33%)
所有形態	私有林 47% 公有林 19% 州有林 30% 連邦有林 4% (2002)	私有林 61% 会社有林 9% 国有林 25% その他 5% (2002)	私有林 51% 会社有林 39% 国有林 10% (2002)	私有林 48% 会社有林 9% 連邦有林 33% 州有林等 10% (2002)
私有林所有者	42万人(1993)	90万人(2003)	35万人(2000)	990万人(1994)
森林所有者の組織と 活動内容	森林経営共同体、林業連盟 ・小規模森林所有者の原木を取りまとめ製材工場と交渉して販売 ・林道の整備	森林所有者連盟 ・森林整備全般を所有者から受託 ・木材販売に関するコンサルティングサービス ・販売代行サービス	森林所有者協会 ・森林施業計画の立案 ・素材生産・販売	いわゆる協同組合的な組織はなく、所有者同士の情報交換や市民への普及啓発等を行う任意の所有者団体が見られる。

	ドイツ	フィンランド	スウェーデン	米 国
森林法等の概要	<p>連邦森林法(1975) (連邦森林法を踏まえ、各州が独自に森林法を制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の各種機能の確保のための森林の維持 ・秩序に即した森林の管理経営の持続的な確保 ・林業の助成(森林の維持及び持続的な施業) 	<p>森林法(1997)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林として経済的、生態的及び社会的に持続可能な経営並びに利用を推進 	<p>林業法(1994)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産と環境保護に同等の重要性を置く 	<p>国有林経営計画法(1976)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加や環境影響評価の実施を前提に健全な生態系の維持 <p>森林施業法 州ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境の保護と木材生産の確保
森林・林業関係予算の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林への転換 ・新種の森林被害への対処 ・新規植林 ・保育 ・林道 ・森林経営共同体等 ・沿岸保全(保護のための新植等) <p>(1998)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な木材生産 ・林業経営奨励 ・木材流通 ・幼齢林分の改良 ・排水 ・植林、天然更新 ・施肥 ・林道 <p>(2003)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発 ・土壌の酸性化防止 ・広葉樹の造林 ・環境保護等の特別施業 <p>(1995)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理計画の策定 ・造林、再造林 ・森林、農用林地改良 ・防風林等の造成等 ・土壌等の保護等 ・森林レクリエーション地域の改善 <p>(1990)</p>

	ドイツ	フィンランド	スウェーデン	米 国
森林計画制度等	森林基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容は各州法で規定され、州全領域の他、郡レベル、市町村レベルで樹立 ・広く地域における資源的構成、森林の機能の賦存状況、森林の所有構造や林道の整備状況等の秩序と改善に資するための計画 	地域林業目標計画 <ul style="list-style-type: none"> ・農林省森林局の下にある民有林を管理する14の林業センターが、管轄区域内の民有林を対象として樹立 ・地域の森林資源の構造、林業への依存性、森林と地域社会との関係、生態的特徴等を重ね合わせて持続可能な「林業の開発方針」を規定 	森林施業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者は、森林所有者協会に経営を任せることが多く、森林所有者協会や森林産業会社が10年を1期とする森林施業計画をたて、地方担当の森林行政官によって検査され許可 ・風致上の観点、流域管理、成熟林分や広葉樹林分の比率も考慮 	森林資源計画 <ul style="list-style-type: none"> ・国有林を対象とし、連邦－森林管理局レベル－森林管理署レベル－実行計画の4段階の計画 ・森林等再生可能な資源に関して、アセスメントに基づく将来の需給予測に適合した計画 ・策定にあたっては住民の意見を聴く

注) 1: 数値データについては、下記機関のデータ

ドイツ: 連邦食糧・農林省(現在は連邦消費者保護・食糧・農林省)「Die zweite Bundeswaldinventur」

フィンランド: Finnish Forest Research Institute「Finnish Statistical Yearbook of Forestry 2004」ほか

スウェーデン: National Board of Forestry「Swedish Statistical Yearbook of Forestry 2005」

米国: USDA Forest Service「Forest Resources of the United States, 2002」

2: 制度の概要については、上記に掲げた機関等のホームページのほか下記文献を基に作成

「ヨーロッパの森林管理」(2005年) 石井寛、神沼公三郎

「諸外国の森林・林業」(1999年) 日本林業調査会

「ドイツの森林法と助成措置」(1993年) (財)国際緑化推進センター